

改正案	現 行
<p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1</u></p>	<p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)<u>並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)<u>の合算額とする。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u> (基礎賦課総額)</p> <p>第10条の2の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第16条の2、第16条の4及び第16条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び<u>高齢者医療確保法</u>の</p>	<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の2の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第16条の2、第16条の4及び第16条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))、<u>高齢者医療確保法</u>の</p>

改正案	現 行
<p>規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、<u>介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）<u>並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>ニ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>ホ 保険事業に要する費用の額</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等<u>及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）</p>	<p>規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u> _____ _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>ニ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>ホ 保険事業に要する費用の額</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u> _____の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u> _____の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）</p>

改正案	現 行
<p>に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) 当該年度における第20条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額 (基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の5の3 第10条の3の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2、第16条の4及び第16条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>	<p>に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) 当該年度における第20条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額 (基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の5の3 第10条の3の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2、第16条の4及び第16条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(3) 当該年度における第20条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額 （後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第13条の6の4 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の3.27</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年額11,500円</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める額</p> <p>イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年額8,400円</p>	<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。） _____</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(3) 当該年度における第20条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額 （後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第13条の6の4 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の3.27</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年額11,500円</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める額</p> <p>イ <u>ロ又はハに掲げる世帯</u> 以外の世帯 1世帯につき年額8,400円</p>

改正案	現 行
<p>ロ 特定世帯 1世帯につき年額4,200円 ハ 特定継続世帯 1世帯につき年額6,300円 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の9 第13条の6の2の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の6の10 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2及び第16条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付</p>	<p>ロ 特定世帯 1世帯につき年額4,200円 ハ 特定継続世帯 1世帯につき年額6,300円 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の9 第13条の6の2の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の6の10 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2及び第16条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) _____</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付</p>

改正案	現 行
<p>に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) 当該年度における第20条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第16条の2、第16条の4、第16条の5及び第16条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>イ <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</u></p> <p>ロ <u>第16条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付</u></p>	<p>に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) 当該年度における第20条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額</p>

改正案	現 行
<p><u>金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>イ <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p>ロ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>(3) <u>当該年度における第20条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u></p> <p><u>第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、その世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第13条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p>第13条の15 <u>子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 100分の0.31</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 被保険者1人につき年額1,700円</u></p> <p>(3) <u>18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき年額200円</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p>第13条の16 <u>第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。</u></p> <p>(徴収の特例)</p> <p>第15条の2 <u>第10条の2各号に規定する基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額又は子ども・子育て支援納付金賦課額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合において、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り保険料の納付義務者についてその者の前年度の保険料の最後の納期の納付額に相当する額の範囲内においてそれぞれの納期に係る保険料を徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料が当該年度分の保険料に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料額が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付するものとする。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険</p>	<p>(徴収の特例)</p> <p>第15条の2 <u>第10条の2 _____に規定する基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額 _____が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合において、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り保険料の納付義務者についてその者の前年度の保険料の最後の納期の納付額に相当する額の範囲内においてそれぞれの納期に係る保険料を徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料が当該年度分の保険料に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料額が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付するものとする。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅 _____又は被保険</p>

改正案	現 行
<p>者数の異動等があった場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条の3、第13条の6の2若しくは第13条の13の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第13条の7の額又は次条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第16条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第4項（同条第5項又は第6項</p> <hr/> <p>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の6第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から</p>	<p>者数の異動等があった場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条の3若しくは第13条の6の2</p> <hr/> <p>の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第13条の7の額又は次条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額</p> <hr/> <p>、第16条の4第1項（同条第2項</p> <hr/> <p>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項各号（同条第3項又は第4項</p> <hr/> <p>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額</p> <hr/> <p>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から</p>

改正案	現 行
<p>第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条の3、第13条の6の2、第13条の7若しくは第13条の13の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第16条の4第1項に定める額、同条第4項に定める額、第16条の5第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第16条の6に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の3の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の<u>保険料の賦課期日</u>(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総</p>	<p>第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条の3若しくは第13条の6の2の額若しくは第13条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号に定める額、第16条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額 の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の3の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の<u>保険料賦課期日</u>(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総</p>

改正案	現 行
<p>所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合</p>	<p>所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合</p>

改正案	現 行
<p>算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第4項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第4項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、ロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の額に10分の7</p>	<p>算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号_____において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、ロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の額に10分の7</p>

改正案	現 行
<p>を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>31万円</u>に当該年度の<u>保険料の賦課期日</u>（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、ロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>57万円</u>に当該年度の<u>保険料の賦課期日</u>（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発</p>	<p>を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>30万5,000円</u>に当該年度の<u>保険料賦課期日</u>（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、ロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>56万円</u>に当該年度の<u>保険料賦課期日</u>（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発</p>

改正案	現 行
<p>生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、ロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の6の2」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の7」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。</u></p>	<p>生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、ロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の6の2」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の7」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u> <u>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者で</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>あつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18</u></p>	

改正案	現 行
<p>歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額</p> <p>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第16条の3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項、第13条の6の3、第13条の8及び第13条の14並びに前条第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第4項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第16条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第16条の3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項</p> <hr/> <p>の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第16条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p>

改正案	現 行
<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第4項に掲げる場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の4」と読み替えるものとする。</p> <p><u>3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の15」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額</p>	<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第3項に掲げる場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の4」と読み替えるものとする。</p> <p>3 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額</p>

改正案	現 行
<p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「<u>第16条の2第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号</u>」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の4」と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第4項各号」と、「第13条」とあるのは「第13条の15」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と_____</p> <p>____、「第13条」とあるのは「第13条の6の4」と読み替えるものとする。</p>
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第6項に掲げる場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第20条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第5項に掲げる場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第20条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)</p>

改正案	現 行
<p>から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の6の2」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の7」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の13」と、「6</u></p>	<p>から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の6の2」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の7」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p><u>6万円」とあるのは「3万円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6</u> 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じたそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>7</u> 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p><u>8</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の6の2」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>5</u> 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じたそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>6</u> 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p><u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の6の2」と、「65万円」とあるのは「24万円</u> <u>_____」</u>と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>9 <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>10 <u>第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の13」と、「66万円」とあるのは「3万円」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第4項各号」と読み替えるものとする。</u> <u>（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）</u></p> <p><u>第16条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条の2第4項、第16条の4第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定</u></p>	<p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p><u>により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p>(端数整理)</p> <p><u>第16条の7</u> 第11条第1項、第13条の6の3、<u>第13条の8及び第13条の14</u>に規定する基礎控除後の総所得金額等に100円未満の端数があるとき、<u>又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。</u></p> <p>2 第10条の3、第13条の6の2、<u>第13条の7及び第13条の13</u>に規定する合計額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>	<p>(端数整理)</p> <p><u>第16条の6</u> 第11条第1項、第13条の6の3 <u>及び第13条の8</u> _____に規定する基礎控除後の総所得金額等に100円未満の端数があるとき <u>又は</u> <u>その金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。</u></p> <p>2 第10条の3、第13条の6の2 <u>及び第13条の7</u> _____に規定する合計額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>